

四半期報告書

第104期第1四半期 自 平成22年4月1日
至 平成22年6月30日

日本軽金属株式会社

(E01299)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1	主要な経営指標等の推移	1
2	事業の内容	2
3	関係会社の状況	3
4	従業員の状況	3

第2 事業の状況

1	生産、受注及び販売の状況	4
2	事業等のリスク	5
3	経営上の重要な契約等	5
4	財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	5

第3	設備の状況	13
----	-------------	----

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1)	株式の総数等	13
(2)	新株予約権等の状況	14
(3)	行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	15
(4)	ライツプランの内容	15
(5)	発行済株式総数、資本金等の推移	15
(6)	大株主の状況	15
(7)	議決権の状況	16

2	株価の推移	16
---	-------------	----

3	役員の状況	16
---	-------------	----

第5	経理の状況	17
----	-------------	----

1 四半期連結財務諸表

(1)	四半期連結貸借対照表	18
(2)	四半期連結損益計算書	20
(3)	四半期連結キャッシュ・フロー計算書	21

2	その他	30
---	-----------	----

第二部	提出会社の保証会社等の情報	31
-----	---------------------	----

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月6日
【四半期会計期間】	第104期第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	日本軽金属株式会社
【英訳名】	Nippon Light Metal Company, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石山 喬
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川2丁目2番20号
【電話番号】	03（5461）9211（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 外池 稔
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川2丁目2番20号
【電話番号】	03（5461）9211（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 外池 稔
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第103期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第104期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第103期
会計期間	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
売上高(百万円)	93,112	105,522	460,681
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△6,961	4,405	2,682
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失(△)(百万円)	△6,351	2,190	2,084
純資産額(百万円)	83,437	94,837	93,124
総資産額(百万円)	456,020	406,505	481,022
1株当たり純資産額(円)	145.75	164.59	163.13
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は1株当たり四半期純損失 金額(△)(円)	△11.67	4.03	3.83
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	(注)3 —	(注)4 —	(注)5 3.63
自己資本比率(%)	17.4	22.0	18.5
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	6,907	3,115	26,388
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△5,186	12,627	△15,792
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△4,762	△28,039	△8,880
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	40,967	33,216	45,645
従業員数(人)	13,502	9,907	12,854

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2. 売上高は消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)抜きの金額である。

3. 1株当たり四半期純損失のため、記載していない。

4. 希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。

5. 希薄化効果を有していないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式がある。

2【事業の内容】

当社及び当社の関係会社（当社、子会社81社及び関連会社23社（平成22年6月30日現在）により構成、以下当社グループという。）においてはアルミニウム一貫総合メーカーである当社を中心として、（アルミナ・化成品、地金）、（板、押出製品）、（加工製品、関連事業）及び（箔、粉末製品）の4部門に係る事業を主として行っており、それらの製品は、アルミニウムに関連するあらゆる分野にわたっている。

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容の変更は次のとおりである。

平成22年4月1日付で、新日軽(株)の全株式を(株)住生活グループに譲渡したことにより、連結売上高に占める（建材製品）セグメントの比率が大きく低下し、一方で（加工製品、関連事業）セグメントに属している東洋アルミニウム(株)を中核とするアルミ箔、粉末製品事業の売上高の比率が相対的に高まることになった。これに伴い、アルミ箔、粉末製品事業を（加工製品、関連事業）セグメントから分離し（箔、粉末製品）セグメントとして新設するとともに、（建材製品）セグメントを廃止し新日軽(株)以外で（建材製品）セグメントに属していた事業を（板、押出製品）セグメント及び（加工製品、関連事業）セグメントに振り分けることとした。

なお、主要な関係会社の異動は次のとおりである。

（アルミナ・化成品、地金）

特に変更はない。

（板、押出製品）

（建材製品）セグメント廃止に伴う（建材製品）セグメントからの異動
（製造・販売）
理研軽金属工業(株)

（加工製品、関連事業）

（建材製品）セグメント廃止に伴う（建材製品）セグメントからの異動
（製造・販売）
日軽建材工業(株)
（販売・その他）
日軽産業(株)の内、建材製品セグメントにかかるもの

（箔、粉末製品）セグメントの新設による（箔、粉末製品）セグメントへの異動

（製造・販売）
東洋アルミニウム(株)、肇慶東洋鋁業有限公司、東海アルミ箔(株)、トーヤル・アメリカ・インコーポレイテッド、トーヤル・ヨーロッパ・ソシエテ・パー・アクション・サンプリフィエ・ユニペルソネル、東洋アルミエコプロダクツ(株)

（建材製品）

平成22年4月1日付で、新日軽(株)の全株式を(株)住生活グループに譲渡したことにより、新日軽(株)を主要な関係会社から除外し、建材製品セグメントを廃止した。

（製造・販売）
新日軽(株)

（建材製品）セグメント廃止に伴う（板、押出）セグメントへの異動

（製造・販売）
理研軽金属工業(株)

（建材製品）セグメント廃止に伴う（加工製品、関連事業）セグメントへの異動

（製造・販売）
日軽建材工業(株)
（販売・その他）
日軽産業(株)の内、建材製品セグメントにかかるもの

(箔、粉末製品)

(箔、粉末製品) セグメントの新設による (加工製品、関連事業) セグメントからの異動

(製造・販売)

東洋アルミニウム㈱、肇慶東洋鋁業有限公司、東海アルミ箔㈱、トーヤル・アメリカ・インコーポレイテッド、トーヤル・ヨーロッパ・ソシエテ・パー・アクション・サンプリフィエ・ユニペルソネル、東洋アルミエコープロダクツ㈱

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、次の会社が関係会社に該当しなくなった。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 新日軽㈱	東京都江東区	16,404	建材製品	100.0 (0.3)	当社はアルミニウム地金・ 板を販売している。 なお、当社は運転資金を貸 し付けており、また、土 地・建物を一部賃貸してい る。 役員の兼任等…有

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載している。

2. 議決権の所有割合の () 内は間接所有割合であり、内数である。

3. 除外した理由：平成22年4月1日付で当該子会社の全株式を㈱住生活グループに譲渡したため。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数 (人)	9,907
----------	-------

(注) 1. 従業員数は就業人員数である。

2. 平成22年4月1日付で新日軽㈱の全株式を㈱住生活グループに譲渡したことにより、従業員が2,951名減少している。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数 (人)	2,036
----------	-------

(注) 従業員数は就業人員数である。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び受注状況

当社グループの生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であり、同種の製品であっても、その容量、構造、形式等は必ずしも一様でなく、また受注生産形態をとらない製品も多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていない。

このため、生産実績及び受注状況については、「4. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」におけるセグメント業績に関連付けて示している。

(2) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりである。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	前年同四半期比 (%)
アルミナ・化成品 (百万円)	8,189	—
地金 (百万円)	19,661	—
アルミナ・化成品、地金 (百万円)	27,850	—
板製品 (百万円)	8,806	—
押出製品 (百万円)	8,458	—
板、押出製品 (百万円)	17,264	—
輸送関連製品 (百万円)	15,469	—
電子材料 (百万円)	4,027	—
その他 (百万円)	12,881	—
加工製品、関連事業 (百万円)	32,377	—
箔、粉末製品 (百万円)	28,031	—
合計 (百万円)	105,522	—

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去している。
2. 当第1四半期連結会計期間において、主要な販売先として記載すべきものはない。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはない。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日（平成22年8月6日）現在において当社グループが判断したものである。

1. 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、政府の経済対策の効果や新興国の成長に伴う輸出の増加などにより生産が増加し、景気は緩やかに回復傾向を見せた。しかしながら、国内においては雇用や所得に関しては厳しい状況が続いていること、欧州の信用不安を背景とする円高進行や株価低迷が続いており、依然として先行き不透明な状況にある。また、幅広い需要分野を持つわが国アルミ業界においても、当第1四半期連結会計期間における需要は、特に自動車、電機・電子関連分野における回復が顕著で、全体としても持ち直す動きとなった。

当社グループにおいても、自動車分野、電機・電子関連分野向けなどを中心に各セグメントにおいて業績は大きく改善した。このような中、当社グループでは、平成23年3月期を初年度とする3ヵ年の中期経営計画を策定し、計画の達成に向けた取り組みをスタートするとともに、本年4月1日付で、連結子会社であった新日軽株の全株式の㈱住生活グループへの譲渡を実施した。

当社グループの当第1四半期連結会計期間の連結業績については、売上高は前年同四半期の931億12百万円に比べ124億10百万円（13.3%）増の1,055億22百万円となり、損益面では、営業損益は前年同四半期の59億6百万円の損失から121億76百万円改善し62億70百万円の利益、経常損益は前年同四半期の69億61百万円の損失から113億66百万円改善し44億5百万円の利益となった。また、四半期純損益については、前年同四半期の63億51百万円の損失から85億41百万円改善し21億90百万円の利益となった。

セグメントの業績は、次のとおりである。

なお、当第1四半期連結会計期間よりセグメント情報の事業区分を変更しているため、以下の前年同四半期比較については、前年同四半期の数値を変更後の事業区分に組み替えた数値との比較を記載している。

（アルミナ・化成品、地金）

アルミナ・化成品部門においては、アルミナ関連製品では、当第1四半期連結会計期間では、低迷していた耐火材向けアルミナなどで出荷の回復が見られ、円高による輸出の低迷が続いたものの、前年同四半期に比べ販売量が増加した。また、カセイソーダをはじめとする化学品関連製品の出荷は全般的には堅調に推移したが、一部の塩素関連製品で減少が見られた。当第1四半期連結会計期間の収益は、アルミナ関連製品の出荷回復により設備稼働率が改善したこともあり、前年同四半期に比べ大幅に改善した。

地金部門においては、主力である自動車向け二次合金の分野で、国内外において自動車生産が堅調に推移したことから、販売量は前年同四半期に比べ増加した。また、地金市況の上昇により販売単価が上昇した影響もあり売上高は大幅に増加し、損益的にも改善した。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間のアルミナ・化成品、地金セグメントの売上高は前年同四半期の192億19百万円に比べ86億31百万円（44.9%）増の278億50百万円、営業損益は前年同四半期の3億85百万円の損失から21億16百万円改善し17億31百万円の利益となった。

（板、押出製品）

板製品部門においては、箔地、電機・電子機器向けの回復に加え、半導体・液晶製造装置向け厚板や一般汎用材向けが回復したことから、全体での出荷は前年同四半期と比べ大きく増加し、当第1四半期連結会計期間における収益は前年同四半期に比べ大幅に改善した。

押出製品部門においては、主力となる輸送分野で、当第1四半期連結会計期間を通して、鉄道車両向けが堅調に推移し、自動車部品の出荷にも回復が見られた。さらに、トラック向け部材の出荷が増加したため、輸送分野全体では前年同四半期に比べ販売量が大きく回復した。また、その他の分野においても販売量が増加したため、当第1四半期連結会計期間における収益は前年同四半期に比べ大幅に改善した。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の板、押出製品セグメントの売上高は前年同四半期の122億37百万円に比べ50億27百万円（41.1%）増の172億64百万円、営業損益は、前年同四半期の12億91百万円の損失から26億39百万円改善し13億48百万円の利益となった。

(加工製品、関連事業)

輸送関連部門においては、トラック架装事業では、エコカー補助金や排ガス規制強化に伴う駆け込み需要によりトラック需要が前年同四半期に比べ大幅に増加したことから、収益的にも改善が見られた。また、熱交製品及び素形材製品についても、自動車生産台数の増加に伴い出荷が増加した。

パネルシステム部門においては、ユーザー企業の設備投資抑制の影響が依然大きく、冷凍・冷蔵庫分野及びクリーンルームなどの内装分野とも厳しい受注環境が続いた。このため、当第1四半期連結会計期間においては前年同四半期に比べ収益の改善はほとんど見られなかった。

電子材料部門においては、アルミ電解コンデンサ用電極箔の出荷が、中国をはじめとする新興国において家電製品の需要が伸長していることや、産業機械向けの需要が回復していることなどにより、大幅に増加した。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の加工製品、関連事業セグメントの売上高は前年同四半期の203億15百万円に比べ120億62百万円(59.4%)増の323億77百万円、営業損益は前年同四半期の7億42百万円の損失から18億80百万円改善し11億38百万円の利益となった。

(箔、粉末製品)

箔部門においては、コンデンサ箔の需要がほぼピーク時の状況にまで回復したほか、医薬品向け加工箔、リチウムイオン電池用プレーン箔などが数量を伸ばした。

ペースト部門においては、国内市場では、主力の自動車塗料向けをはじめ、家電・プラスチック塗料向けなどが前年同四半期を上回る出荷となり、輸出においても、自動車、家電向けを中心に中国、韓国向けなどが大きく回復した。

電子機能材部門においては、主力の太陽電池用バックシート及び電極インキの需要が国内及び中国、台湾市場において旺盛に推移した。また、粉末製品を中心とするその他の機能性材料も需要が回復した。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の箔、粉末製品セグメントの売上高は前年同四半期の185億19百万円に比べ95億12百万円(51.4%)増の280億31百万円、営業損益は前年同四半期の2億91百万円の損失から30億57百万円改善し27億66百万円の利益となった。

2. キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物については、前連結会計年度末に比べ124億29百万円(27.2%)減少の332億16百万円となった。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは31億15百万円の収入となった。これは税金等調整前四半期純利益や減価償却費などの非資金損益項目が、運転資金の増加や法人税等の支払による支出などを上回ったことによるものである。なお、営業活動によるキャッシュ・フロー収入は前年同四半期と比べ37億92百万円減少しているが、これは主に運転資金が増加したことによるものである。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは126億27百万円の収入となった。これは、主として新日軽㈱の全株式を㈱住生活グループに譲渡したため、新日軽㈱及びその子会社が保有していた現金及び現金同等物46億27百万円が、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出としてあったものの、新日軽㈱に対する貸付金の回収による収入が200億円あったことによるものである。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは280億39百万円の支出となった。これは、主として借入金の返済による支出があったことによるものである。なお、財務活動によるキャッシュ・フロー支出は前年同四半期に比べ232億77百万円増加しているが、これは借入金で232億35百万円純減したことによるものである。

3. 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更はない。なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条3号に掲げる事項)は次のとおりである。

(1) 基本方針の内容

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社を支える様々なステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考える。

従って、当社は、特定の者又はグループ(特定の者又はグループを以下「買付者」という。)による、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することを目的とする当社株式の大規模な買付行為や、買付提案であっても、

当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではない。また、株式上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、買付者の大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には株主の判断に委ねられるべきものである。

しかしながら、株式の大規模な買付や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくない。

このような、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれが認められる場合には、当該買付者を当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと判断すべきであると考えている。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社グループは、事業持株会社である当社を中核として、「アルミとアルミ関連素材の用途開発を永遠に続けることによって、人々の暮らしの向上と地球環境の保護に貢献していく」という経営理念のもと、「アルミニウム」というユニークで優れた特性を有する素材の可能性を開拓することによって、企業価値の持続的向上に努めてきた。

当社グループの事業を大きな川にたとえると、ボーキサイトを原料とするアルミナ・化成品の製造が最も上流の工程となり、次いでアルミ地金・合金地金の製造が続く。さらにアルミを素材として、アルミ板、アルミ押出製品、各種加工製品に至る広範な領域において事業展開している。

当社グループの属するアルミニウム業界は、平成20年度以降、米国の金融危機に端を発する世界同時不況の影響などを受け、依然として厳しい経営環境が続いているが、平成21年度においては、難局を乗り越えて黒字転換を実現するとともに、課題事業の整理を行うなど、着実に事業構造改革を遂行してきた。その経営基盤の下、平成22年4月より平成24年度までの3ヵ年の新中期経営計画をスタートさせた。その基本方針は、①成長分野を攻めるユニットへの経営資源の重点的投入、②業界No.1ビジネスのさらなる強化、③中国、東南アジアを中心とする海外ビジネスの展開加速、④要素技術複合化による用途開発と新商品の創出、⑤アルミニウムの特性の追求による地球環境保全への貢献、⑥財務体質改善と復配、⑦人財の育成と活用、⑧CSR推進とコーポレートガバナンス強化の8項目である。

当社グループは、上記方針に基づく事業計画に積極的かつ効率的に取り組み、今後もグループ一丸となって、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に邁進する所存である。

(3) 不適切な者による支配の防止に関する取組み

当社は、平成19年6月28日開催の第100回定時株主総会において株主の承認を得た当社株券等の大規模買付行為への対応策（以下「旧プラン」という。）を導入していたが、その有効期限は平成22年6月29日開催の第103回定時株主総会終結の時までであった。

当社では、旧プラン導入後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、更新の是非を含め、その在り方について引き続き検討してきた。

その結果、平成22年5月14日開催の当社取締役会において、旧プランの一部を変更し、「当社株式の大規模買付行為への対応策」（以下「本プラン」という。）として更新することにつき、平成22年6月29日開催の第103回定時株主総会に付議することを決議し、同株主総会にて株主の承認を得た。本プランは同日付で発効しており、有効期限は平成25年6月30日までに開催される第106回定時株主総会終結の時までとなる。

①本プランの目的

本プランは、上記(1)に述べた基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みである。

特に当社グループの場合、アルミの素材から加工まで事業分野が多岐にわたっているため、外部者である買付者からの提案を受けた際に、株主に限られた時間の中で当社グループの有形無形の経営資源、幅広い事業が有機的に結合して生み出すシナジー効果などを適切に評価したうえで、買付者の提案が企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響について、短期間のうちに的確な判断を行うことは容易でないとと思われる。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大規模な買付行為がなされた際に、買付に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主のために買付者と交渉すること等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えている。

このため、当社は、大規模買付行為を行う際の情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」という。）を設定し、上記のような不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、第103回定時株主総会における株主の承認を条件に、旧プランの内容を一部変更し、本プランとして更新することとした。

②本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても事前に当社取締役会が同意し、かつ公表したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問わない。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」という。）とする。

③特別委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性・公正性を担保するため、旧プランと同様に特別委員会規程を定めるとともに、特別委員会を設置することとした。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有職者のいずれかに該当するものの中から当社取締役会が選任する。旧プランの独立委員会委員である社外取締役の飯島英胤氏、社外監査役の和食克雄氏、同じく結城康郎氏は、本プランへの更新後も引き続き特別委員会委員として就任している。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かを判断するに先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとする。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとする。特別委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとする。

なお、特別委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。

④大規模買付ルール概要

(i)大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出するものとする。

- (a) 大規模買付者の名称、住所
- (b) 設立準拠法
- (c) 代表者の氏名
- (d) 国内連絡先
- (e) 提案する大規模買付行為の概要
- (f) 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表する。

(ii)大規模買付者による当社に対する評価必要情報の提供

当社取締役会は、上記(i)の(a)から(f)までの全てが記載された意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者には、当該書面に従い、大規模買付行為に関する情報（以下「評価必要情報」という。）を、当社取締役会に書面にて提出するものとする。

評価必要情報の一般的な項目は以下のとおりである。その具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なるが、いずれの場合も当社株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとする。

- (a) 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者及び特別関係者を含む。）の概要（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含む。）
- (b) 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含む。）
- (c) 大規模買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含む。）
- (d) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
- (e) 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含む。）、経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、資産活用政策等
- (f) 大規模買付行為後に予定する当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し、評価必要情報提供の期限を設定することがある。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとする。

また、上記に基づき提出された評価必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該評価必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定め、追加的な情報提供を求めることがある。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な評価必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表する。

また、当社取締役会が評価必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める評価必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、その旨を公表するとともに、後記(iii)の取締役会による評価・検討等を開始する場合がある。

当社取締役会に提供された評価必要情報は、特別委員会に提出するとともに、株主の判断のために必要であると認められる場合には、取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表する。

(iii) 当社取締役会による評価必要情報の評価・検討等

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」という。)として設定する。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を受けながら、提供された評価必要情報を十分に評価・検討し、特別委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表する。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主へ代替案を提示することもある。

⑤ 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合がある。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも評価必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとする。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり代替案を提示することにより、株主を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらない。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等を考慮のうえ、判断することになる。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の(a)から(h)のいずれかに該当し、その結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断し、かつ対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、上記(i)の場合と同様に対抗措置の発動を決定することができるものとする。

(a) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の取得を行っている場合(いわゆるグリーンメーラーである場合)

(b) 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の取得を行っている場合

(c) 会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の取得を行っている場合

(d) 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の取得を行っている場合

(e) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付で当社株式の全部

の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいう。)等の、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

(f) 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれらに限らない。)が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして不十分または不適切であると判断される場合

(g) 大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、地域社会その他のステークホルダーとの関係を破壊する等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと判断される場合

(h) 大規模買付者の経営陣または主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(iii) 取締役会の決議及び株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、上記(i)または(ii)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとする。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとする。当社取締役会が具体的対抗措置として、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがある。

また、当社取締役会は、特別委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主の意思を確認するための株主総会(以下「株主意思確認総会」という。)の開催を要請する場合には、株主に本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分に検討する期間(以下「株主検討期間」という。)として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主意思確認総会を開催することがある。

当社取締役会において、株主意思確認総会の開催等を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとする。

当該株主意思確認総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主に対し、株主意思確認総会招集通知とともに送付し、適時適切にその旨を開示する。

株主意思確認総会において対抗措置の発動または不発動について決議等がなされた場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議等に従うものとする。従って、当該株主意思確認総会が対抗措置を発動することを否決する決議等がなされた場合には、当社取締役会は対抗措置を発動しない。当該株主意思確認総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主意思確認総会の結果は、適時適切に開示する。

(iv) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間の合わせた期間を大規模買付行為待機期間とする。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとする。

従って、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後のみ開始できるものとする。

(v) 対抗措置発動の停止等について

上記(iii)において、当社取締役会または株主意思確認総会において具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を十分に尊重したうえで、対抗措置の発動の停止等を行うことがある。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、または、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を受けたうえで、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当の中止、または新株予約権無償割当後において、行使期間開始日の前日までの間は、会社による新株予約権の無償取得の方法により対抗措置発動の停止等を行うことができるものとする。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、特別委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行う。

⑥本プランによる株主に与える影響等

(i) 大規模買付ルールが株主に与える影響等

大規模買付ルールは、株主が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としている。これにより株主は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが

可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものとする。従って、大規模買付ルールの設定は、株主が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主の利益に資するものであると考えている。

なお、上記⑤において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なるので、株主においては、大規模買付者の動向に注意する必要がある。

(ii) 対抗措置発動時に株主に与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、または大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断され、かつ対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがある。

しかしながら、当該対抗措置の仕組上、当社株主（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者、及び大規模買付ルールを遵守した場合であっても会社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除く。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定していない。

当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行う。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を実施する場合には、新株予約権の割当期日において株主名簿に記録されている株主に対して割当を実施する。また、当社取締役会が取得条項に基づき、新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付する。ただし、この場合、当社は、新株予約権の割当を受ける株主に対し、別途自身が大規模買付者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面の提出を求めることがある。

これらの手続きの詳細については、実際に新株予約権を発行することとなった際に、法令及び金融商品取引所規則に基づき別途通知を行う。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の効力発生日の前日までに、新株予約権の割当を中止し、または新株予約権の行使期間開始日の前日までに、当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがある。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式等の売買等を行った株主または投資家は、株価の変動により相応の損害を被る可能性がある。

⑦本プランの有効期限及び廃止

本プランの有効期限は平成25年6月30日までに開催される当社第106回定時株主総会の終結の時までとする。本プランは、第103回定時株主総会において承認され発効した後であっても、(i)当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、(ii)当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとする。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがある。このように、当社取締役会において本プランについて更新、変更、廃止等の決定を行った場合には、その変更内容等を速やかに開示する。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主に不利益を与えない場合には、必要に応じて特別委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合がある。

(4) 本プランの合理性について

①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足している。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえたものとなっている。

②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記(3)①「本プランの目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものである。

本プランの発効は、株主の承認を条件としており、株主が望めば本プランの廃止も可能であることは、本プラン

ンが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられる。

また、当社取締役会は当社の定款において、その任期は1年と定められている。従って、毎年の当社定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じて、本プランに関する株主の意向を反映することが可能となっている。

③独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見の取りまとめ、代替案の提示、もしくは大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、独立した第三者である専門家の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされている。

また、その勧告内容の概要については株主に公表することとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されている。

④デッドハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能である。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではない。

また、当社の取締役任期は1年のため、本プランは、スロー・ハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもない。

4. 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における当社グループ全体の研究開発費の金額は12億10百万円である。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、新日軽株の全株式を平成22年4月1日付で(株)住生活グループへ譲渡したため、以下の設備が当社グループの主要な設備でなくなった。

国内子会社

平成22年3月31日現在

会社名	事業所 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				建物及び構 築物 (百万円)	機械装置 及び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
新日軽株	高岡・立野工場 (富山県高岡市)	建材製品	生産設備	910	866	2,457 (125)	345	4,578	481
新日軽株	小矢部工場 (富山県小矢部 市)	建材製品	生産設備	5,713	1,220	3,199 (187)	412	10,544	214

(注) 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品、建設仮勘定及び無形固定資産の合計である。なお、金額には消費税等を含んでいない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はない。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,600,000,000
計	1,600,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月6日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	545,126,049	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	545,126,049	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりである。

2016年9月30日満期ゼロ・クーポン円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債（平成18年7月21日発行）

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	4,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	49,507,389
新株予約権の行使時の払込金額(円)	406
新株予約権の行使期間	平成18年8月4日～ 平成28年9月16日 (注)1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 406 資本組入額 203
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権1個の行使に際しては、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権付社債の残高(百万円)	20,060

(注) 1. 当社が本社債の全部を任意に償還する場合には、当該償還日の5銀行営業日前まで、本新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還（プットオプション）によりその保有される本社債を償還する場合には、本新株予約権付社債の所持人により新株予約権行使受付代理人兼支払代理人に対して取消不能の償還請求書が預託されるまでとする。また、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益喪失時に行使期間は終了する。

2. 1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

2) (1) 平成18年8月4日から平成27年7月1日まで（当日を含まない。）の間、本新株予約権付社債権者は、いずれかの四半期（3月31日、6月30日、9月30日又は12月31日に終了する3ヶ月間）の最終取引日（取引日とは、(株)東京証券取引所の営業日で、かつ、その日の終値のある日である。）時点で、かかる四半期の最終取引日に終了する連続した30取引日のうちの20取引日における当社普通株式の終値が、かかる各取引日に有効な転換価額の120%（1円未満切捨て。）を上回っていた場合を除き、本新株予約権を行使することはできない。かかる条件が満たされた場合、本新株予約権付社債権者は本新株予約権を翌四半期の初日から最終日までの間に行使することができる。

(2) 平成27年7月1日以降のいずれかの取引日に当社普通株式の終値が、かかる取引日に有効な転換価額の120%（1円未満切捨て。）を上回った場合、本新株予約権付社債権者は、当該日後いつでも本新株予約権を行使することができる。

(3) 上記(1)及び(2)に定める本新株予約権行使の条件は、以下の期間中は適用されない。

① (a) (株)日本格付研究所若しくはその承継格付機関（以下「JCR」という。）及び(株)格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）の当社の長期債務格付がいずれもBB+以下である（格付がなされていない場合は、当該格付機関による格付はBB+以下であるとみなす。）期間、(b) 当社の長期債務格付に関しJCR又はR&Iのいずれからとも格付がなされていない期間、又は(c) JCR又はR&Iのいずれからとも、当社の長期債務格付が停止若しくは撤回されている期間

② 当社が、本新株予約権付社債所持人に対し、当社の選択による本社債の繰上償還に係る通知を行った日後の期間

③ 当社が組織再編等を行う場合、組織再編等の効力発生日の30日前から、かかる効力発生日の1暦日前の日までの期間

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はない。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年6月29日	—	545,126	—	39,084	△4,241 (注)	23,502

(注) 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振替えたものである。

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、住友信託銀行(株)及びその共同保有者である日興アセットマネジメント(株)より平成22年6月7日付で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、平成22年5月31日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けたが、当社として実質所有株式数の確認ができない。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりである。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済み株式総数に 対する所有株式数の 割合(%)
住友信託銀行(株)	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号	26,841	4.92
日興アセットマネジメント(株)	東京都港区赤坂九丁目7番1号	3,646	0.67

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしている。

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 997,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 538,239,000	538,239	—
単元未満株式	普通株式 5,890,049	—	一単元（1,000株）未満の株式
発行済株式総数	545,126,049	—	—
総株主の議決権	—	538,239	—

（注）「完全議決権株式（その他）」には、証券保管振替機構名義の株式が12,000株（議決権の数12個）含まれている。

② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
当社	東京都品川区東品川 2丁目2番20号	915,000	—	915,000	0.16
タカコー建材㈱	茨城県水戸市笠原町 1532番地3	82,000	—	82,000	0.02
計	—	997,000	—	997,000	0.18

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高（円）	143	151	133
最低（円）	121	120	116

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はない。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	33,344	45,843
受取手形及び売掛金	115,098	136,644
商品及び製品	20,985	22,751
仕掛品	14,379	23,570
原材料及び貯蔵品	16,620	17,220
その他	12,141	14,283
貸倒引当金	△1,331	△1,472
流動資産合計	211,236	258,839
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 46,190	※1 54,927
機械装置及び運搬具（純額）	※1 38,206	※1 40,522
工具、器具及び備品（純額）	※1 3,842	※1 5,052
土地	53,658	60,720
建設仮勘定	1,838	4,391
有形固定資産合計	143,734	165,612
無形固定資産		
のれん	1,223	1,354
その他	3,475	3,793
無形固定資産合計	4,698	5,147
投資その他の資産		
その他	47,405	54,822
貸倒引当金	△568	△3,398
投資その他の資産合計	46,837	51,424
固定資産合計	195,269	222,183
資産合計	406,505	481,022
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	68,863	86,300
短期借入金	86,555	118,608
未払法人税等	1,263	1,737
その他	27,524	42,539
流動負債合計	184,205	249,184
固定負債		
社債	22,592	22,621
長期借入金	83,782	80,014
退職給付引当金	16,296	26,770
その他	4,793	9,309
固定負債合計	127,463	138,714
負債合計	311,668	387,898

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	39,085	39,085
資本剰余金	11,179	25,420
利益剰余金	39,350	22,919
自己株式	△180	△179
株主資本合計	89,434	87,245
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	980	1,590
繰延ヘッジ損益	△126	158
土地再評価差額金	145	145
為替換算調整勘定	△890	△386
評価・換算差額等合計	109	1,507
少数株主持分	5,294	4,372
純資産合計	94,837	93,124
負債純資産合計	406,505	481,022

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	93,112	105,522
売上原価	80,343	86,198
売上総利益	12,769	19,324
販売費及び一般管理費	※1 18,675	※1 13,054
営業利益又は営業損失(△)	△5,906	6,270
営業外収益		
受取賃貸料	—	155
持分法による投資利益	346	—
その他	882	578
営業外収益合計	1,228	733
営業外費用		
支払利息	894	751
過年度退職給付費用	471	278
その他	918	1,569
営業外費用合計	2,283	2,598
経常利益又は経常損失(△)	△6,961	4,405
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	89
特別損失合計	—	89
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△6,961	4,316
法人税、住民税及び事業税	402	630
法人税等調整額	△280	1,085
法人税等合計	122	1,715
少数株主損益調整前四半期純利益	—	2,601
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△732	411
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△6,351	2,190

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△6,961	4,316
減価償却費	5,026	3,735
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	89
貸倒引当金の増減額(△は減少)	343	77
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△531	130
受取利息及び受取配当金	△167	△155
支払利息	894	750
持分法による投資損益(△は益)	△346	323
売上債権の増減額(△は増加)	18,470	△3,923
たな卸資産の増減額(△は増加)	2,643	△3,400
仕入債務の増減額(△は減少)	△8,840	3,143
その他	△1,491	381
小計	9,040	5,466
利息及び配当金の受取額	258	315
利息の支払額	△955	△736
特別退職金の支払額	△346	△112
製品不具合に係る支払額	△382	△30
法人税等の支払額	△708	△1,788
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,907	3,115
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△4,821	△2,447
有形固定資産の売却による収入	60	24
貸付金の回収による収入	—	※1 20,002
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	—	※2 △4,627
その他	△425	△325
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,186	12,627
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△421	△30,831
長期借入れによる収入	4,214	7,601
長期借入金の返済による支出	△8,381	△4,593
少数株主への配当金の支払額	△12	△76
その他	△162	△140
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,762	△28,039
現金及び現金同等物に係る換算差額	5	△132
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△3,036	△12,429
現金及び現金同等物の期首残高	44,003	45,645
現金及び現金同等物の四半期末残高	※3 40,967	※3 33,216

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はない。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>新日軽㈱は、当第1四半期連結会計期間の期首において当社が同社株式を売却したため、期首より連結の範囲から除外している。これに伴い、新日軽㈱の子会社であるエスエヌシーサービス㈱、大阪新日軽㈱、神奈川新日軽㈱、関西日軽サッシ㈱、北関東新日軽㈱、近畿新日軽㈱、京葉新日軽㈱、埼玉新日軽㈱、山陽新日軽㈱、四国新日軽㈱、静岡新日軽㈱、新日軽九州㈱、新日軽建装㈱、新日軽東京センター㈱、(株)新日軽北陸、新日軽北海道㈱、千葉新日軽㈱、中部新日軽㈱、東海新日軽㈱、東京新日軽㈱、東北新日軽㈱、長野新日軽㈱、日軽アーバンビルド㈱、日軽東海建材㈱、北陸新日軽㈱、北海道日軽サッシ㈱、新潟新日軽㈱、新潟日軽建材㈱及び西日本日軽サッシ㈱は、当第1四半期連結会計期間の期首より連結の範囲から除外している。また、河南箔加工㈱は、当第1四半期連結会計期間の期首において東洋アルミ興産㈱が吸収合併したため、期首より連結の範囲から除外している。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 75社</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用関連会社の変更</p> <p>サイアム・メタル・カンパニー・リミテッド及びYHSインターナショナル・リミテッドは、当第1四半期連結会計期間の期首において売却したため、期首より持分法の適用範囲から除外している。また、当第1四半期連結会計期間の期首において当社が新日軽㈱株式を売却したため、その関連会社である東信日軽㈱、日研工業㈱及び山口日軽住建㈱は、期首より持分法の適用範囲から除外している。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 13社</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号 平成20年3月10日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っている。</p> <p>これによる四半期連結財務諸表に与える影響は軽微である。</p> <p>(2) 資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用している。</p> <p>この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、営業利益及び経常利益に与える影響はないが、税金等調整前四半期純利益は89百万円減少している。</p> <p>(3) 企業結合に関する会計基準等の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用している。</p> <p>なお、連結子会社の資産及び負債の評価方法を部分時価評価法から全面時価評価法へ変更したことにより、従来の方法によった場合と比較して「土地」961百万円、「退職給付引当金」35百万円、固定負債「その他」376百万円及び「少数株主持分」550百万円がそれぞれ増加している。</p>

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(4) 重要な減価償却資産の減価償却の方法の変更</p> <p>従来、有形固定資産の減価償却の方法について、定率法（建物を除く）を適用していた当社の清水工場、蒲原ケミカル工場、名古屋工場、新潟工場容器部門、一部の貸与資産及び一部の国内連結子会社については、当第1四半期連結会計期間より定額法を適用することに変更している。</p> <p>この変更は、清水工場における製造工程の大幅な変更を目的とした設備投資を計画・実行していることを契機として、改めて当社の設備特性を検討した結果、使用可能期間に亘り長期安定的に稼動することが見込まれること、また、昨今の経済環境の変化に伴い、設備の使用状況を確認した結果、著しい増販が期待できない中、設備操業度については、大幅な向上が見られない状況にあることを鑑み、有形固定資産の減価償却方法については定額法の方が当該収益に対応した減価償却費の配分をより適切に反映できるものとの考えに至ったことから、より合理的な費用配分に基づく適正な期間損益計算を行うために実施するものである。</p> <p>この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ176百万円増加している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年3月24日 内閣府令第5号）の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示している。 2. 当第1四半期連結累計期間において、「持分法による投資利益」の金額は、「持分法による投資損失」となり、営業外費用の総額の100分の20以下となったため、営業外費用の「その他」に含めて表示した。 3. 当第1四半期連結累計期間において、「受取賃貸料」の金額は、営業外収益の総額の100分の20を超えたため、区分掲記した。なお、前第1四半期連結累計期間の「受取賃貸料」の金額は160百万円である。
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)	<p>前第1四半期連結累計期間において、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示していた「貸付金の回収による収入」は、その金額の重要性が増したため、区分掲記した。なお、前第1四半期連結累計期間の「貸付金の回収による収入」は22百万円である。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1. たな卸資産の評価方法	<p>当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっている。</p> <p>また、たな卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積もり、簿価切下げを行う方法によっている。</p>
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	<p>定率法を採用している固定資産について、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっている。</p>
3. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっている。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等及び一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合には、前連結会計年度末の検討において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを使用する方法によっており、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化があるか、又は一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合には、将来の業績予想やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを使用する方法によっている。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はない。

【会社等の財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況に関する事項で、当該企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の判断に影響を与えると認められる重要なもの】

該当事項はない。

【追加情報】

【セグメント情報】に注記している。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
(1) ※1 有形固定資産の減価償却 累計額 274,490百万円	(1) ※1 有形固定資産の減価償却 累計額 329,222百万円
(2) _____	(2) 受取手形割引高 457百万円
(3) _____	(3) 受取手形裏書譲渡高 20百万円
(4) 偶発債務	(4) 偶発債務
① 下記連結会社以外の会社等の借入債務等に対する 債務保証は以下のとおりである。	① 下記連結会社以外の会社等の借入債務等に対する 債務保証は以下のとおりである。
日本アサハンアルミニウム㈱ 1,596百万円 (17,439千米ドルを含む)	日本アサハンアルミニウム㈱ 2,064百万円 (21,423千米ドルを含む)
(うち共同保証による実質他社 負担額 399)	(うち共同保証による実質他社 負担額 516)
ニッケイ工業㈱ 350	ニッケイ工業㈱ 350
YHSインターナショナル・リミテ ッド 132 (48,602千タイパーツを含む)	YHSインターナショナル・リミテ ッド 140 (48,864千タイパーツを含む)
(うち共同保証による実質他社 負担額 79)	(うち共同保証による実質他社 負担額 84)
苫小牧サイロ㈱ 6	苫小牧サイロ㈱ 8
従業員 (住宅資金融資) 2	従業員 (住宅資金融資) 2
計 2,086	計 2,564
② 連結会社以外の会社の借入債務に対する保証類似 行為は以下のとおりである。	② 連結会社以外の会社の借入債務に対する保証類似 行為は以下のとおりである。
㈱住軽日軽エンジニアリング 600百万円	㈱住軽日軽エンジニアリング 540百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は、次のとおりである。 給料手当及び賞与 6,341百万円	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は、次のとおりである。 給料手当及び賞与 3,769百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
(1) _____	(1) ※1 「貸付金の回収による収入」のうち、20,000百万円は、平成22年4月1日付で(株)住生活グループへ譲渡した新日軽(株)に対する貸付金の回収による収入である。
(2) _____	(2) ※2 平成22年4月1日付で(株)住生活グループへ譲渡した新日軽(株)及びその子会社29社が保有していた現金及び現金同等物と譲渡金額との差額である。
(3) ※3 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成21年6月30日現在)	(3) ※3 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成22年6月30日現在)
現金及び預金勘定 41,186百万円	現金及び預金勘定 33,344百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △219	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △128
現金及び現金同等物の四半期末残高 40,967	現金及び現金同等物の四半期末残高 33,216

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	545,126

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	1,085

3. 配当に関する事項

該当事項はない。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	アルミナ・ 化成品、 地金 (百万円)	板、押出 製品 (百万円)	加工製品、 関連事業 (百万円)	建材製品 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	19,219	11,440	38,801	23,652	93,112	—	93,112
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	7,138	4,122	3,314	444	15,018	(15,018)	—
計	26,357	15,562	42,115	24,096	108,130	(15,018)	93,112
営業損失(△)	△385	△1,318	△1,032	△2,474	△5,209	(697)	△5,906

(注) 1. 事業区分の方法

当社グループの事業区分の方法は、アルミニウムに関する製品の種類・性質・製造形態を考慮して区分している。

(注) 2. 各事業区分の主要製品

事業区分	主要製品
アルミナ・化成品、地金	アルミナ、水酸化アルミニウム、各種化学品、アルミニウム地金・合金
板、押出製品	アルミニウム板、アルミニウム押出製品
加工製品、関連事業	電子材料、産業部品、景観関連製品、冷凍・冷蔵庫用パネル、箔、粉末製品、輸送関連製品等のアルミニウム加工製品、炭素製品、運送、情報処理、保険代理
建材製品	ビル用建材、店舗用建材、住宅用建材

(注) 3. 会計処理の方法の変更

(「工事契約に関する会計基準」の適用)

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、建材事業において請負金額10億円以上かつ工期1年超の工事については工事進行基準を、その他については工事完成基準を適用していたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当第1四半期連結会計期間より適用し、当第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第1四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

なお、これによる当第1四半期連結累計期間の営業損失に与える影響は軽微である。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略した。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	その他	計
I 海外売上高(百万円)	9,168	9,168
II 連結売上高(百万円)		93,112
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	9.9	9.9

(注) 1. 本邦以外の国又は地域における海外売上高の合計は、全て連結売上高の10%未満であるため、「その他」として一括して記載している。

2. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

アルミニウム一貫総合メーカーである当社を中心として、「アルミナ・化成品、地金」、「板、押出製品」、「加工製品、関連事業」及び「箔、粉末製品」の4部門に係る事業を主として行っており、それらの製品は、アルミニウムに関連するあらゆる分野にわたっている。

「アルミナ・化成品、地金」は、アルミナ、水酸化アルミニウム、各種化学品及びアルミニウム地金・合金を販売している。「板、押出製品」は、アルミニウム板及びアルミニウム押出製品を販売している。「加工製品、関連事業」は、輸送関連製品、冷凍・冷蔵庫用パネル及び電子材料等のアルミニウム加工製品などを販売している。「箔、粉末製品」は、箔及び粉末製品を販売している。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	アルミナ・ 化成品、 地金	板、押出 製品	加工製品、 関連事業	箔、粉末 製品	計		
売上高							
外部顧客への売上高	27,850	17,264	32,377	28,031	105,522	—	105,522
セグメント間の内部売上高 又は振替高	12,144	5,323	2,171	171	19,809	△19,809	—
計	39,994	22,587	34,548	28,202	125,331	△19,809	105,522
セグメント利益	1,731	1,348	1,138	2,766	6,983	△713	6,270

(注) 1. セグメント利益の調整額△713百万円は全社費用である。その主なものは親会社の本社の総務、人事、経理等の管理部門に係る費用である。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

3. 会計処理の方法の変更

当第1四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

（重要な減価償却資産の減価償却の方法の変更）

従来、有形固定資産の減価償却の方法について、定率法（建物を除く）を適用していた当社の清水工場、蒲原ケミカル工場、名古屋工場、新潟工場容器部門、一部の貸与資産及び一部の国内連結子会社については、当第1四半期連結会計期間より定額法を適用することに変更している。

この変更は、清水工場における製造工程の大幅な変更を目的とした設備投資を計画・実行していることを契機として、改めて当社の設備特性を検討した結果、使用可能期間に亘り長期安定的に稼働することが見込まれること、また、昨今の経済環境の変化に伴い、設備の使用状況を確認した結果、著しい増販が期待できない中、設備操業度については、大幅な向上が見られない状況にあることを鑑み、有形固定資産の減価償却方法については定額法の方が当該収益に対応した減価償却費の配分をより適切に反映できるものとの考えに至ったことから、より合理的な費用配分に基づく適正な期間損益計算を行うために実施するものである。

この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、当第1四半期連結累計期間のセグメント利益は、「アルミナ・化成品、地金」が119百万円、「板、押出製品」が52百万円、「加工製品、関連事業」が5百万円増加している。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はない。

（追加情報）

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用している。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められる。

科目	四半期連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	33,344	33,344	—
(2) 受取手形及び売掛金	115,098	115,098	—
(3) 支払手形及び買掛金	68,863	68,863	—
(4) 短期借入金	69,002	69,002	—

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 支払手形及び買掛金、並びに(4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はない。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略している。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

該当事項はない。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略している。

(資産除去債務関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略している。

(賃貸等不動産関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略している。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 164円59銭	1株当たり純資産額 163円13銭

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額(△) △11円67銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載していない。	1株当たり四半期純利益金額 4円03銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	△6,351	2,190
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	△6,351	2,190
普通株式の期中平均株式数(千株)	544,126	544,047
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

該当事項はない。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

著しい変動がないため、記載していない。

2【その他】

該当事項はない。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月7日

日本軽金属株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 多田 修 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 狩野 茂行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 秀満 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本軽金属株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本軽金属株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は、子会社である新日軽株式会社の全株式を、株式会社住生活グループの企業集団である住生活グループに譲渡することに関して、株式会社住生活グループの子会社であるトステム株式会社との間で基本合意書を締結することを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月6日

日本軽金属株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 多田 修 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 狩野 茂行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 秀満 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本軽金属株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本軽金属株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。